

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 7 月19日

【計算期間】 第 1 期（自 2018年 5 月14日 至 2019年 4 月22日）

【ファンド名】 ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【電話番号】 03-6703-7940

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注） 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標に運用を行ないます。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （適時ヘッジ） なし

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は、2,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

ファンドの特色

1

主として、ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、高い経済成長が見込まれる新興国のインフレ連動国債に投資します。

■新興国への投資

主として新興国が発行するインフレ連動国債に投資します。なお、市場環境に応じて、新興国が発行するその他の国債や新興国以外の国が発行する国債等に投資する場合があります。

投資対象となる主な新興国(2019年4月末現在)

ブラジル、メキシコ、イスラエル、トルコ、南アフリカ、タイ、韓国、チリ、ロシア等

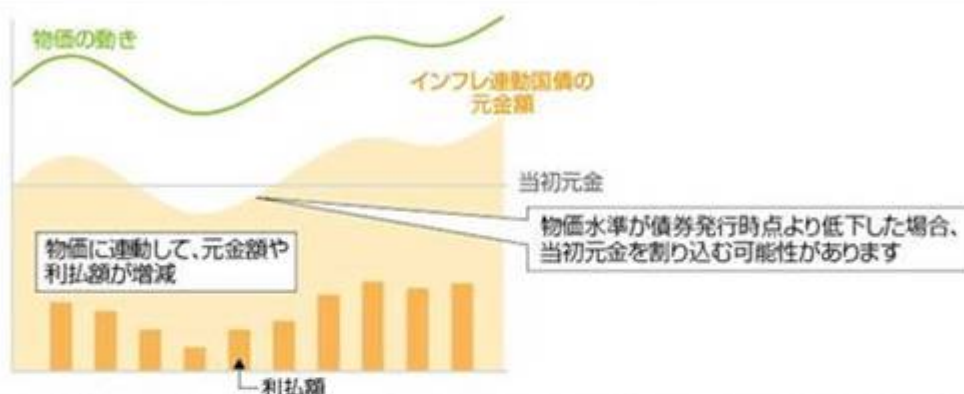
※投資対象国は今後変更になる場合があります。

■インフレ連動国債とは？

インフレとは物価が上昇することをいいます。インフレ連動国債とは、元金額および利払額が物価に連動して増減する国債のことであり、物価が上昇すると元金額および利払額が上昇し、物価が下落すると元金額および利払額が減少します。

インフレ連動国債の元金額の変動イメージ

(イメージ図)



※一部の国では、物価の下落によって元金額が当初元金を下回っていても、当初元金で償還されることがあります。なお、直近の物価変動がインフレ連動国債の元金額や利払額に反映されるまでに一般に数ヵ月程度のかい離が生じます。上記はイメージ図であり、将来のインフレ連動国債の値動きを示唆・保証するものではありません。

新興国インフレ連動国債のリターンの変動イメージ

(イメージ図)

		金利	物価	通貨
新興国インフレ連動国債のリターン	プラス	低下	上昇	現地通貨高*
	マイナス	上昇	下落	現地通貨安*

* 日本円に対する値動き

※ 上記はイメージ図であり、将来の新興国インフレ連動国債の値動きを示唆・保証するものではありません。

2

国債運用による収益獲得に加えて、通貨配分を機動的に調整する為替取引を通じた為替変動リスクの調整と為替取引からの収益の獲得とを目指します。

国債運用戦略

市場環境に応じて国別配分の変更や国債の個別銘柄選択を行ない、中長期的な債券価格の上昇と安定した利息収入の確保を目指します。



為替運用戦略

機動的な為替取引を行なうことで通貨配分を調整し、為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目指します。

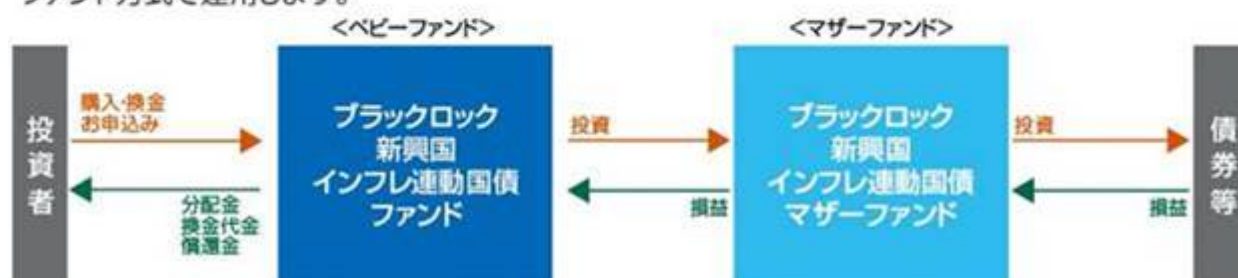
3

ファンドの運用権限の一部(国債等の運用指図に関する権限を含みます。)を、ブラックロック・グループの各拠点に委託します。

委託先（投資顧問会社）	委託先所在地
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	英国 ロンドン市
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク市
ブラックロック(シンガポール)リミテッド	シンガポール

ファンドの仕組み

当ファンドはブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



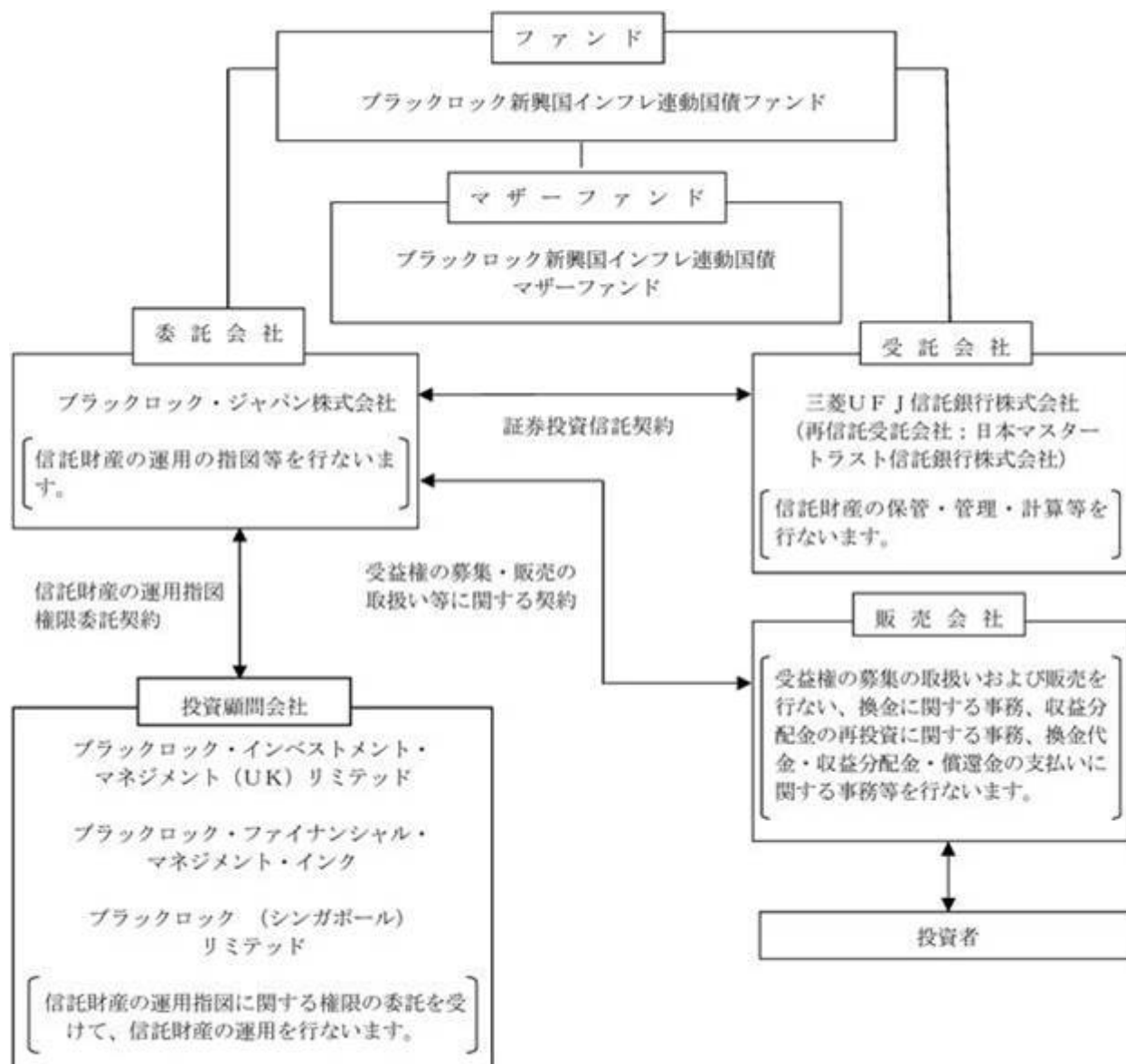
(2)【ファンドの沿革】

2018年5月14日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2019年4月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンドの受益証券を通じて、主として新興国のインフレ連動国債に投資し、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、市場環境に応じて、新興国および先進国のその他の国債等に投資する場合があります。

マザーファンドにおいて、為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目的として、外国為替予約取引および直物為替先渡取引を機動的に行ないます。

マザーファンドにおいて、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引等を活用する場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用権限の一部（外国債券等（短期金融商品を含みます。）の運用ならびに当該運用に付随する取引の指図に関する権限を含みます。）を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.）およびブラックロック（シンガポール）リミテッド（BlackRock (Singapore) Limited）に委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ないまたは行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として新興国のインフレ連動国債に投資します。

(2) 投資態度

主として新興国のインフレ連動国債に投資し、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、市場環境に応じて、新興国および先進国のその他の国債等に投資する場合があります。

為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目的として、外国為替予約取引および直物為替先渡取引を機動的に行ないます。

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引等を活用する場合があります。

当ファンドの運用権限の一部（外国債券等（短期金融商品を含みます。）の運用ならびに当該運用に付随する取引の指図に関する権限を含みます。）を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.）およびブラックロック（シンガポール）リミテッド（BlackRock (Singapore) Limited）に委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

c. 金銭債権（a.およびd.に掲げるものに該当するものを除きます。）

d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するもの、および n. のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

当ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

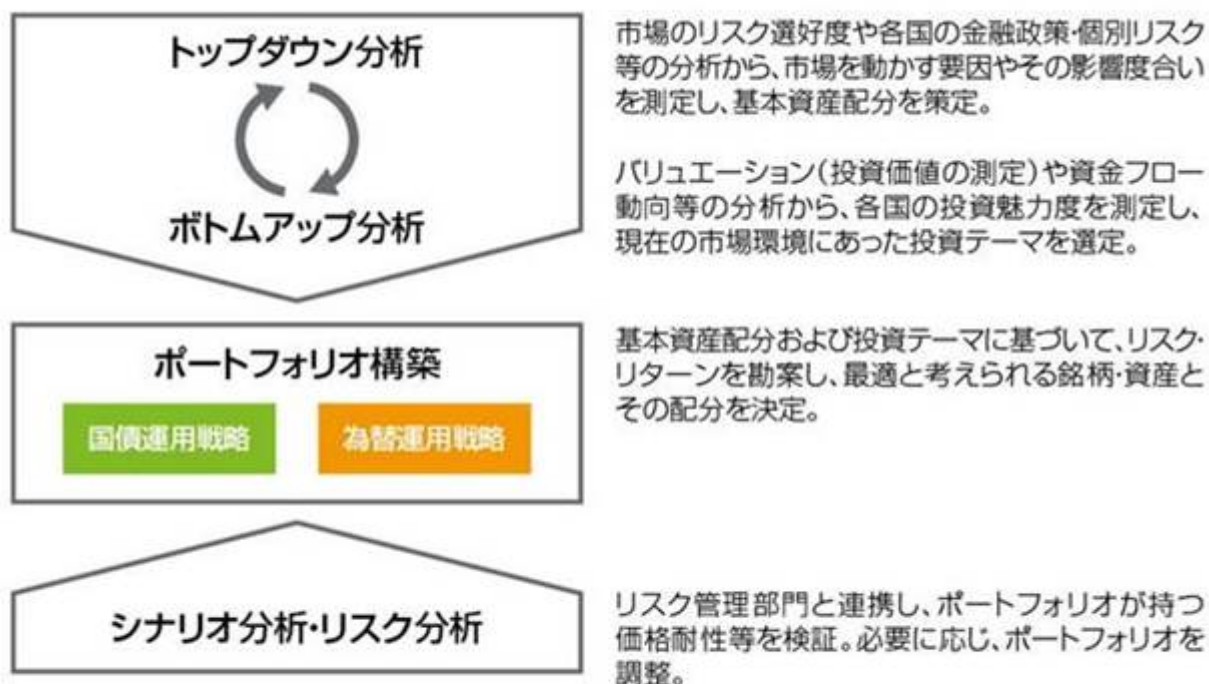
ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは運用権限の一部（外国債券等（短期金融商品を含みます。）の運用ならびに当該運用に付随する取引の指図に関する権限を含みます。）を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.）およびブラックロック（シンガポール）リミテッド（BlackRock (Singapore) Limited）に委託します。当ファンドは、ブラックロック・グループの各拠点（委託先）で編成される新興国債券運用チーム（14名程度）が運用を担当します。

<運用プロセス>

（イメージ図）



※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 運用プロセス等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.52兆ドル^{*}（約721兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

^{*} 2019年3月末現在。（円換算レートは1ドル＝110.685円を使用）

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として4月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行ないます。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b．時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

^{*} 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．投資する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

g．信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h．先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

j．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

k．有価証券の貸付の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
- イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

l．公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

m．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

n．外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

o．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

p．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

q．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を越えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a．委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．金利変動リスク

世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。したがって、為替レートの変動が、当ファンドの運用成果に影響を与えます。為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目指して、外国為替予約取引および直物為替先渡取引を機動的に行ないますが、その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。なお、為替予約取引および直物為替先渡取引を行なう通貨間の金利差等により、為替取引コストがかかる場合があります。

c．信用リスク

世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券の価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．インフレ連動国債への投資リスク

インフレ連動国債に投資します。一般的にインフレ連動国債の元金額および利払額は、物価水準に連動しており、各国の物価上昇時に上昇し、物価下落時に下落する傾向があり、物価動向が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．流動性リスク

新興国市場の発行体が発行する債券に投資します。有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．カンントリー・リスク

新興国市場の発行体が発行する債券に投資します。新興国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、新興国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に公社債の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

新興国の債券への投資に際して金融取引税等が課されることがあり、将来税制が変更された場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g．デリバティブ取引のリスク

債券および為替関連のデリバティブ取引を行いません。デリバティブ取引は、現物資産への投資に代わって投資目的を効率的に達成するために用いられ、あるいは価格変動による影響を回避するために用いられませんが、いわゆるレバレッジ（てこ）の原理により市場価格の変動が増幅されます。その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。デリバティブ取引はコストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

（デリバティブ取引の取引先に関するリスク）

デリバティブ取引の相手方が倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きい損失を被る可能性があります。このような事態が生じた場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

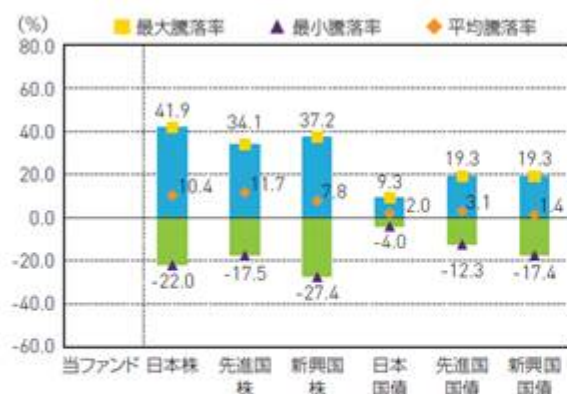
その他、デリバティブ取引のリスク管理として、ファンドの投資顧問会社ではリスク管理部門内に取引先リスクの管理専任部署を設置、取引先の承認、財務状況のモニタリング、並びに取引先毎の取引額のモニタリングを行なっています。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年5月～2019年4月)



※上記グラフは、2014年5月～2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの設定日が2018年5月14日であり、設定後1年を経過していないため、当ファンドの騰落率については掲載しておりません。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年5月～2019年4月)



※上記グラフは、2014年5月～2019年4月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、当ファンドは設定日が2018年5月14日のため、分配金再投資基準価額については2018年5月末から表示しており、年間騰落率については設定後1年を経過していないため表示しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(配当込み)
 先進国株……MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債……J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.78%^{*}（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には、消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

^{*} 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額が信託財産留保額としてかかります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.566%（税抜1.450%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.756% (税抜0.700%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.756% (税抜0.700%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.054% (税抜0.050%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

<消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.595%（税抜1.450%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.77% (税抜0.70%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.77% (税抜0.70%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．受益権の管理事務に関連する費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
- 3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
- 6．公告に係る費用
- 7．他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.108%^{*}（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

^{*} 消費税率が10%になった場合は、年0.11%となります。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

a．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」がご利用になれます。N I S Aをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、N I S Aの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

上記は2019年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2019年4月末現在のものです。

「ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド」

(1) 【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		2,807,851,404	100.02
	内 日本	2,807,851,404	100.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		513,712	0.02
純資産総額		2,807,337,692	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,882,212,487	0.9907	2,855,407,912	0.9742	2,807,851,404	100.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年4月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2019年4月22日)	2,907,272,520	(同左)	0.9755	(同左)
2018年5月末現在	2,130,791,277	—	0.9522	—
2018年6月末現在	2,333,876,957	—	0.9332	—
2018年7月末現在	2,525,026,641	—	0.9771	—
2018年8月末現在	2,348,745,045	—	0.8719	—
2018年9月末現在	2,495,791,199	—	0.9210	—
2018年10月末現在	2,506,068,216	—	0.9282	—
2018年11月末現在	2,543,218,878	—	0.9380	—
2018年12月末現在	2,560,610,754	—	0.9240	—
2019年1月末現在	2,718,898,553	—	0.9620	—
2019年2月末現在	2,821,148,688	—	0.9749	—
2019年3月末現在	2,784,816,233	—	0.9515	—
2019年4月末現在	2,807,337,692	—	0.9590	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	2.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	3,236,440,978	256,124,575	2,980,316,403

(注) 設定口数には当初設定口数を含みます。

(参考情報)

「ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		2,735,114,480	97.41
	内 ブラジル	791,387,970	28.19
	内 メキシコ	636,220,835	22.66
	内 イスラエル	414,507,002	14.76
	内 南アフリカ	311,579,203	11.10
	内 トルコ	254,793,876	9.07
	内 ロシア	120,696,753	4.30
	内 チリ	103,381,636	3.68
	内 ウルグアイ	54,325,333	1.93
	内 アルゼンチン	48,221,872	1.72
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		72,598,932	2.59
純資産総額		2,807,713,412	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国 / 地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2050/08/15	ブラジル	2050/8/15	6.000000	国債証券	102,971,250	396.17	407,950,468	402.96	414,932,949	14.78
2	MEXICAN UDIBONOS 4% 2046/11/08	メキシコ	2046/11/8	4.000000	国債証券	58,302,601	632.07	368,518,836	623.54	363,542,654	12.95
3	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 0.75% 2025/10/31	イスラエル	2025/10/31	0.750000	国債証券	244,367,200	108.19	264,405,310	108.64	265,504,962	9.46
4	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2021/05/15	ブラジル	2021/5/15	6.000000	国債証券	63,449,500	347.00	220,173,571	348.48	221,112,624	7.88
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 3.45% 2033/12/07	南アフリカ	2033/12/7	3.450000	国債証券	80,472,237	228.25	183,680,338	228.16	183,613,321	6.54
6	MEXICAN UDIBONOS 2.5% 2020/12/10	メキシコ	2020/12/10	2.500000	国債証券	22,688,724	612.65	139,002,883	612.53	138,977,288	4.95
7	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 2% 2025/01/31	南アフリカ	2025/1/31	2.000000	国債証券	96,299,095	132.91	127,999,203	132.88	127,965,882	4.56
8	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 4% 2036/05/30	イスラエル	2036/5/30	4.000000	国債証券	65,573,200	183.31	120,208,790	185.33	121,533,368	4.33
9	RUSSIAN FEDERAL INFLATION LINKED BOND 2.5% 2023/08/16	ロシア	2023/8/16	2.500000	国債証券	104,358,790	115.63	120,676,149	115.65	120,696,753	4.30
10	TURKEY GOVERNMENT BOND 2.9% 2027/07/07	トルコ	2027/7/7	2.900000	国債証券	80,883,000	119.04	96,290,403	119.02	96,269,129	3.43
11	TURKEY GOVERNMENT BOND 4% 2020/04/01	トルコ	2020/4/1	4.000000	国債証券	37,909,373	227.72	86,329,962	226.29	85,788,332	3.06
12	MEXICAN UDIBONOS 4.5% 2025/12/04	メキシコ	2025/12/4	4.500000	国債証券	10,597,698	653.65	69,272,215	651.98	69,095,312	2.46
13	BONOS DEL BANCO CENTRAL DE CHILE EN UF 3% 2022/03/01	チリ	2022/3/1	3.000000	国債証券	2,315,600	2,965.24	68,663,110	2,965.98	68,680,419	2.45
14	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2022/08/15	ブラジル	2022/8/15	6.000000	国債証券	18,701,500	346.45	64,792,842	348.31	65,140,503	2.32
15	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 10% 2021/01/01	ブラジル	2021/1/1	10.000000	国債証券	51,273,750	107.41	55,078,262	107.50	55,121,332	1.96
16	URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 4.25% 2027/04/05	ウルグアイ	2027/4/5	4.250000	国債証券	20,436,210	265.81	54,322,116	265.82	54,325,333	1.93
17	ARGENTINA TREASURY BOND BONCER 2.5% 2021/07/22	アルゼンチン	2021/7/22	2.500000	国債証券	31,110,885	173.50	53,977,386	155.00	48,221,872	1.72
18	TURKEY GOVERNMENT BOND 3% 2022/02/23	トルコ	2022/2/23	3.000000	国債証券	20,710,468	190.36	39,424,484	192.76	39,921,663	1.42
19	BONOS TESORERIA PESOS 5% 2035/03/01	チリ	2035/3/1	5.000000	国債証券	31,426,000	109.98	34,562,943	110.42	34,701,217	1.24
20	TURKEY GOVERNMENT BOND 2.7% 2026/01/14	トルコ	2026/1/14	2.700000	国債証券	24,170,850	135.67	32,793,381	135.76	32,814,752	1.17
21	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/01/31	イスラエル	2042/1/31	5.500000	国債証券	18,480,000	148.20	27,387,360	148.64	27,468,672	0.98
22	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2026/08/15	ブラジル	2026/8/15	6.000000	国債証券	7,599,250	357.12	27,138,897	359.79	27,341,569	0.97
23	MEXICAN BONOS 6.5% 2021/6/10	メキシコ	2021/6/10	6.500000	国債証券	21,505,332	97.19	20,901,677	97.06	20,873,720	0.74
24	MEXICANBONOS 8%	メキシコ	2020/6/11	8.000000	国債証券	19,488,987	100.04	19,496,977	99.96	19,481,581	0.69
25	MEXICAN UDIBONOS 4% 2040/11/15	メキシコ	2040/11/15	4.000000	国債証券	2,429,593	631.61	15,345,679	623.97	15,160,117	0.54
26	MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	メキシコ	2042/11/13	7.750000	国債証券	9,898,581	92.74	9,180,933	91.83	9,090,163	0.32
27	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 10% 2023/01/01	ブラジル	2023/1/1	10.000000	国債証券	7,119,000	108.55	7,728,244	108.70	7,738,993	0.28

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.41

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

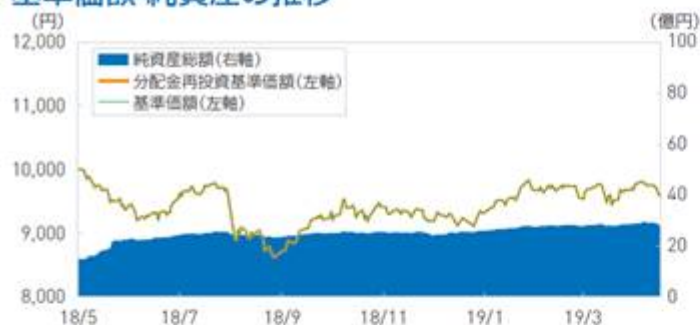
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

2019年4月26日現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第1期	2019年4月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	国	比率
1	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2050/08/15	ブラジル	14.8
2	MEXICAN UDIBONOS 4% 2046/11/08	メキシコ	12.9
3	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 0.75% 2025/10/31	イスラエル	9.5
4	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2021/05/15	ブラジル	7.9
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 3.45% 2033/12/07	南アフリカ	6.5
6	MEXICAN UDIBONOS 2.5% 2020/12/10	メキシコ	4.9
7	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 2% 2025/01/31	南アフリカ	4.6
8	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 4% 2036/05/30	イスラエル	4.3
9	RUSSIAN FEDERAL INFLATION LINKED BOND 2.5% 2023/08/16	ロシア	4.3
10	TURKEY GOVERNMENT BOND 2.9% 2027/07/07	トルコ	3.4

国別構成比率(%)*



* 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

通貨別構成比率(%)*



年間収益率の推移

※ 2018年は設定日(5月14日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込コースがあります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行なうコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入の申込は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日
- ・ブラジルの銀行の休業日
- ・ブラジル証券取引所の休場日
- ・メキシコの銀行の休業日
- ・メキシコ証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つのコースがあります。

取扱いを行なうコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入受付日の翌営業日の基準価額に3.78%^{*}（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

^{*} 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金（購入価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は各販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日
- ・ブラジルの銀行の休業日
- ・ブラジル証券取引所の休場日
- ・メキシコの銀行の休業日
- ・メキシコ証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（換金受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額とします。）を控除した額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「新興インフレ」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、2018年5月14日から2028年4月20日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は4月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2019年4月22日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、信託期間中において、当ファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は換金により、当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . および b . の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d . c . の書面決議において、投資者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使用しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使用することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社が当ファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁より当ファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、当ファンドを償還させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、「 信託約款の変更 b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a . の事項（a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c．b．の書面決議において、投資者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．b．の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

e．書面決議の効力は、当ファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。

f．b．～e．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g．a．～f．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

h．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～f．の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知れている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

< 一般コース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

< 累積投資コース >

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係る換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは2018年5月14日に新規設定されたため、当計算期間を2018年5月14日から2019年4月22日までとしております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2018年5月14日から2019年4月22日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(4) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 (2019年 4 月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	2,926,900,476
未収入金	39,778,354
流動資産合計	2,966,678,830
資産合計	2,966,678,830
負債の部	
流動負債	
未払解約金	39,778,354
未払受託者報酬	635,452
未払委託者報酬	17,793,877
その他未払費用	1,198,627
流動負債合計	59,406,310
負債合計	59,406,310
純資産の部	
元本等	
元本	2,980,316,403
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,043,883
（分配準備積立金）	46,406,505
元本等合計	2,907,272,520
純資産合計	2,907,272,520
負債純資産合計	2,966,678,830

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 (自 2018年 5 月14日 至 2019年 4 月22日)
営業収益	
有価証券売買等損益	27,466,116
営業収益合計	27,466,116
営業費用	
受託者報酬	1,271,946
委託者報酬	35,617,279
その他費用	2,471,667
営業費用合計	39,360,892
営業利益又は営業損失（ ）	11,894,776
経常利益又は経常損失（ ）	11,894,776
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,894,776
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,192,171
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,450,773
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,450,773
剰余金減少額又は欠損金増加額	76,792,051
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	76,792,051
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,043,883

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 1 期 (2019年 4 月22日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,980,316,403口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 73,043,883円
3 1口当たり純資産額	0.9755円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第 1 期 (自 2018年 5 月14日 至 2019年 4 月22日)
資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	8,244,645円
分配金の計算過程	第 1 期計算期末における、費用控除後の配当等収益（46,406,505円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円)、収益調整金（その他収益調整金）（3,968,165円）、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は50,374,670円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「インフレ連動国債への投資リスク」、「流動性リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第 1 期
(2019年 4 月22日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額
金銭債権については全て 1 年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第 1 期 (2019年 4 月22日現在)
期首元本額	1,479,571,785円
期中追加設定元本額	1,756,869,193円
期中一部解約元本額	256,124,575円

2 有価証券関係

第 1 期(2019年 4 月22日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	36,242,821
合計	36,242,821

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック新興国インフレ連動国債 マザーファンド	2,954,376,175	2,926,900,476	
親投資信託受益証券	合計	2,954,376,175	2,926,900,476	
合計		2,954,376,175	2,926,900,476	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2019年4月22日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2019年4月22日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	175,203,548
金銭信託	74,113,678
国債証券	2,793,256,174
派生商品評価勘定	4,747,027
未収入金	255,364
未収利息	13,194,939
前払費用	1,114,785
流動資産合計	3,061,885,515
資産合計	3,061,885,515
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,149,324
未払金	88,700,563
未払解約金	39,778,354
その他未払費用	216,000
流動負債合計	134,844,241
負債合計	134,844,241
純資産の部	
元本等	
元本	2,954,376,175
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,334,901
元本等合計	2,927,041,274
純資産合計	2,927,041,274
負債純資産合計	3,061,885,515

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 直物為替先渡取引

個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年4月22日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,954,376,175口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 27,334,901円
3 1口当たり純資産額	0.9907円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「インフレ連動国債への投資リスク」、「流動性リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目的として、直物為替先渡取引及び為替予約取引を機動的に行います。また、投機を目的とした取引は行わない方針であります。直物為替先渡取引及び為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2019年4月22日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2019年4月22日現在)	
同計算期間の期首元本額	1,479,571,785円
同計算期間中の追加設定元本額	1,749,296,251円
同計算期間中の一部解約元本額	274,491,861円
同計算期間末日の元本額	2,954,376,175円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド	2,954,376,175円
合計	2,954,376,175円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2019年4月22日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	141,847,442
合計	141,847,442

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2019年 4 月22日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建				
	ブラジルリアル	19,903,099	-	19,602,312	300,787
	チリペソ	12,417,272	-	12,445,555	28,283
	ロシアルーブル	102,265,009	-	104,627,062	2,362,053
	アルゼンチンペソ	2,771,951	-	2,710,572	61,379
	買建				
	ブラジルリアル	44,885,703	-	44,009,567	876,136
	チリペソ	49,612,044	-	50,053,331	441,287
	韓国ウォン	92,586,596	-	92,297,792	288,804
	アルゼンチンペソ	2,728,584	-	2,726,939	1,645
	為替予約取引				
	売建				
	南アフリカランド	32,631,237	-	32,503,275	127,962
	アメリカドル	329,838,218	-	330,911,350	1,073,132
	イスラエルシェケル	44,830,500	-	44,530,200	300,300
	トルコリラ	15,842,485	-	14,993,140	849,345
	メキシコペソ	66,178,569	-	66,353,375	174,806
	買建				
	南アフリカランド	43,129,624	-	43,116,686	12,938
	アメリカドル	301,461,271	-	300,950,371	510,900
	イスラエルシェケル	96,682,314	-	96,974,631	292,317
	メキシコペソ	55,491,620	-	57,044,643	1,553,023
合計		1,313,256,096	-	1,315,850,801	1,402,297

(注1) 時価の算定方法

直物為替先渡取引

金融商品取引業者が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 3.45% 2033/12/7	10,410,380.000	23,762,010.160	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 2% 2025/1/31	13,550,553.000	18,011,233.850	
	南アフリカランド 小計		23,960,933.000	41,773,244.010 (332,515,022)	
	アルゼンチンペソ	ARGENTINA TREASURY BOND BONCER 2.5% 2021/7/22	12,544,712.000	21,765,075.310	
	アルゼンチンペソ 小計		12,544,712.000	21,765,075.310 (58,112,751)	
	イスラエルシェケル	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 4% 2036/5/30	2,129,000.000	3,902,882.800	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 0.75% 2025/10/31	7,934,000.000	8,584,588.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/1/31	600,000.000	889,200.000	
	イスラエルシェケル 小計		10,663,000.000	13,376,670.800 (416,683,295)	
	ウルグアイペソ	URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 4.25% 2027/4/5	6,327,000.000	16,817,992.600	
	ウルグアイペソ 小計		6,327,000.000	16,817,992.600 (54,826,656)	
	チリペソ	BONOS DEL BANCO CENTRAL DE CHILE EN UF 3% 2022/3/1	14,000,000.000	415,133,678.010	
		BONOS TESORERIA PESOS 5% 2035/3/1	190,000,000.000	208,965,800.000	
	チリペソ 小計		204,000,000.000	624,099,478.010 (105,535,222)	
	トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND 2.9% 2027/7/7	4,300,000.000	5,119,107.070	
		TURKEY GOVERNMENT BOND 4% 2020/4/1	2,015,384.000	4,589,578.010	
		TURKEY GOVERNMENT BOND 3% 2022/2/23	1,101,035.000	2,095,932.210	
		TURKEY GOVERNMENT BOND 2.7% 2026/1/14	1,285,000.000	1,743,401.460	
	トルコリラ 小計		8,701,419.000	13,548,018.750 (261,070,321)	
	ブラジルリアル	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2050/8/15	3,645,000.000	14,440,724.550	
		BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2022/8/15	662,000.000	2,293,551.960	
		BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2021/5/15	2,246,000.000	7,793,754.760	
		BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2026/8/15	269,000.000	960,668.940	
		BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 10% 2023/1/1	252,000.000	273,566.160	
		BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 10% 2021/1/1	1,815,000.000	1,949,673.000	
	ブラジルリアル 小計		8,889,000.000	27,711,939.370 (789,790,272)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 6.5% 2021/6/10	3,663,600.000	3,560,762.740	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	1,686,300.000	1,564,043.250	
		MEXICAN UDIBONOS 4.5% 2025/12/4	1,805,400.000	11,801,058.840	
		MEXICAN UDIBONOS 2.5% 2020/12/10	3,865,200.000	23,680,218.610	
		MEXICAN UDIBONOS 4% 2040/11/15	413,900.000	2,614,255.410	
		MEXICAN UDIBONOS 4% 2046/11/8	9,932,300.000	62,780,040.290	
		MEXICANBONOS 8% 2020/6/11	3,320,100.000	3,321,461.230	
	メキシコペソ 小計		24,686,800.000	109,321,840.370 (652,651,387)	
	ロシアルーブル	RUSSIAN FEDERAL INFLATION LINKED BOND 2.5% 2023/8/16	60,323,000.000	69,754,999.530	
	ロシアルーブル 小計		60,323,000.000	69,754,999.530 (122,071,249)	
国債証券 合計				2,793,256,174 (2,793,256,174)	
合計				2,793,256,174 (2,793,256,174)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
南アフリカランド	国債証券 2銘柄	100.0%	11.9%
アルゼンチンペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	2.1%
イスラエルシェケル	国債証券 3銘柄	100.0%	14.9%
ウルグアイペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	2.0%
チリペソ	国債証券 2銘柄	100.0%	3.8%
トルコリラ	国債証券 4銘柄	100.0%	9.3%
ブラジルリアル	国債証券 6銘柄	100.0%	28.2%
メキシコペソ	国債証券 7銘柄	100.0%	23.4%
ロシアルーブル	国債証券 1銘柄	100.0%	4.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年4月末現在)

「ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド」

資産総額	2,859,125,290円
負債総額	51,787,598円
純資産総額(-)	2,807,337,692円
発行済数量	2,927,237,846口
1 単位当たり純資産額(/)	0.9590円

(参考情報)

「ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド」

資産総額	2,912,323,316円
負債総額	104,609,904円
純資産総額(-)	2,807,713,412円
発行済数量	2,882,212,487口
1 単位当たり純資産額(/)	0.9742円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

当ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年4月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	79本	1,703,174百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		78本	6,301,167百万円
合計		157本	8,004,341百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,097	23,891
立替金		11	2
前払費用		171	151
未収入金		3	11
未収委託者報酬		1,585	1,588
未収運用受託報酬		2,642	2,291
未収収益	2	1,384	1,402
為替予約		0	-
その他流動資産		33	18
流動資産計		24,928	29,359
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	946	1,484
器具備品	1	411	380
有形固定資産計		1,358	1,864
無形固定資産			
ソフトウェア		4	8
のれん		42	-
無形固定資産計		47	8
投資その他の資産			
投資有価証券		3	11
長期差入保証金		1,124	1,119
前払年金費用		588	696
長期前払費用		25	27
繰延税金資産		786	848
投資その他の資産計		2,528	2,702
固定資産計		3,934	4,575
資産合計		28,863	33,935

		第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		119	97
未払金	2		
未払収益分配金		4	4
未払償還金		74	74
未払手数料		593	515
その他未払金		1,737	1,184
未払費用	2	1,245	1,039
未払消費税等		150	97
未払法人税等		438	440
為替予約		-	3
前受金		79	78
前受収益		15	-
賞与引当金		1,886	1,939
役員賞与引当金		144	142
早期退職慰労引当金		9	42
流動負債計		6,500	5,661
固定負債			
退職給付引当金		55	60
資産除去債務		262	781
固定負債計		318	842
負債合計		6,818	6,503
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		11,739	17,127
利益剰余金合計		12,076	17,464
株主資本合計		22,044	27,432
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		0	0
評価・換算差額等合計		0	0
純資産合計		22,044	27,431
負債・純資産合計		28,863	33,935

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第31期 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	第32期 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		5,202	5,639
運用受託報酬	1	8,890	8,523
その他営業収益	1	12,257	13,511
営業収益計		26,350	27,674
営業費用			
支払手数料		1,830	1,856
広告宣伝費		208	191
調査費			
調査費		380	363
委託調査費	1	4,313	4,164
調査費計		4,693	4,528
委託計算費		86	84
営業雑経費			
通信費		50	59
印刷費		62	11
諸会費		32	34
営業雑経費計		145	106
営業費用計		6,964	6,767
一般管理費			
給料			
役員報酬		353	406
給料・手当		3,960	4,213
賞与		2,232	2,359
給料計		6,546	6,979
退職給付費用		287	275
福利厚生費		892	940
事務委託費	1	2,433	2,568
交際費		69	66
寄付金		2	3
旅費交通費		243	238
租税公課		231	245
不動産賃借料		735	804
水道光熱費		65	72
固定資産減価償却費		262	315
のれん償却額		56	42
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		363	424
一般管理費計		12,194	12,980
営業利益		7,191	7,926

	第31期 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	第32期 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	0	0
雑益	0	0
営業外収益計	1	1
営業外費用		
為替差損	34	26
営業外費用計	34	26
経常利益	7,158	7,901
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	119	84
特別損失計	119	84
税引前当期純利益	7,039	7,817
法人税、住民税及び事業税	2,223	2,491
法人税等調整額	29	61
当期純利益	4,786	5,387

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2017年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
事業年度中の変動額											
新株の発行	685	685		685				1,370			1,370
当期純利益						4,786	4,786	4,786			4,786
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額 合計	685	685	-	685	-	4,786	4,786	6,156	0	0	6,156
2017年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044

第32期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2018年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
事業年度中の変動額											
当期純利益						5,387	5,387	5,387			5,387
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	-	-	5,387	5,387	5,387	0	0	5,387
2018年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当事業年度の期末から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」860百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」74百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」786百万円に含めて表示しております。

（貸借対照表関係）**1 有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
建物附属設備	1,346 百万円	1,525 百万円
器具備品	821 百万円	950 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
未収収益	508 百万円	554 百万円
未払金	1,713 百万円	1,168 百万円
未払費用	356 百万円	385 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）**1 関係会社に対する営業収益及び営業費用**

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
その他営業収益	4,670 百万円	5,680 百万円
委託調査費	438 百万円	704 百万円
事務委託費	824 百万円	864 百万円
運用受託報酬	48 百万円	149 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2017年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	19,097	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	1,585	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	2,642	-
(4) 未収収益	1,384	1,384	-
(5) 長期差入保証金	1,124	1,109	14
資産計	25,834	25,819	14
(1) 未払手数料	593	593	-
(2) 未払費用	1,245	1,245	-
負債計	1,838	1,838	-

当事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	23,891	23,891	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	1,588	-
(3) 未収運用受託報酬	2,291	2,291	-
(4) 未収収益	1,402	1,402	-
(5) 長期差入保証金	1,119	1,112	6
資産計	30,293	30,287	6
(1) 未払手数料	515	515	-
(2) 未払費用	1,039	1,039	-
負債計	1,554	1,554	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	-	-	-
(4) 未収収益	1,384	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

当事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	23,891	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,291	-	-	-
(4) 未収収益	1,402	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	56	11
合計	29,174	1,051	56	11

（有価証券関係）

前事業年度（2017年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

当事業年度（2018年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	11	12	0
合計		11	12	0

（退職給付関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	20
退職給付の支払額	170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	153
年金資産の期末残高	2,621

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	2,621
	845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532
退職給付引当金	55
前払年金費用	588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	19
数理計算上の差異の費用処理額	35
過去勤務費用の処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円でありました。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,832
勤務費用	269
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	138
過去勤務費用の発生額	47
退職給付債務の期末残高	1,934

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
年金資産の期首残高	2,621
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	113
事業主からの拠出額	303
退職給付の支払額	138
年金資産の期末残高	2,696

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2018年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,874
年金資産	2,696
	821
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	761
未認識数理計算上の差異	73
未認識過去勤務費用	52
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635
退職給付引当金	60
前払年金費用	696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	269
利息費用	7
期待運用収益	23
数理計算上の差異の費用処理額	44
過去勤務費用の処理額	8
確定給付制度に係る退職給付費用合計	200
特別退職金	84
合計	285

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2018年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券77%、株式20%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	206	167
賞与引当金	537	591
資産除去債務	80	239
資産調整勘定	4	-
未払事業税	74	83
早期退職慰労引当金	2	13
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	4	3
その他	44	96
繰延税金資産合計	973	1,213
繰延税金負債		
退職給付引当金	180	213
資産除去債務に対応する除去費用	6	152
繰延税金負債合計	186	365
繰延税金資産の純額	786	848

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	786	848

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.9 %	30.9 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	1.0
損金不算入ののれん償却額	0.2	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2	0.1
所得拡大促進税制による税額控除	1.8	1.9
その他	0.4	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0 %	31.1 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間約5年と見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が、固定資産の取得時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を0.16%で割り引き、資産除去債務残高が440百万円増加しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
期首残高	258	262
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	75
見積りの変更による増加額	-	440
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	262	781

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2017年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	-	0	0
合計		69	-	0	0

（注）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2018年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	164	-	3	3
合計		164	-	3	3

（注）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,639	8,523	13,511	27,674

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,237	11,293	3,143	27,674

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,830	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,458	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	14,286 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824	その他未払金	67
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	149	未収収益	554
							受入手数料	5,680		
							委託調査費	704	未払費用	385
							事務委託費	864	その他未払金	165
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	-	その他未払金	1,002

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マネジ メント・エルエルシー	米国 デラウェア 州	314 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,458	未収収益	330
							委託調査費	37	未払費用	4
							事務委託費	8		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	1,469,634 円 10 銭	1,828,761 円 92 銭
1株当たり当期純利益金額	456,306 円 62 銭	359,180 円 40 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,786	5,387
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,786	5,387
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,490	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 2018年1月1日 至2018年12月31日）を対象としております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 324,279百万円（2019年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 10,000百万円（2019年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 最信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2019年3月末現在）	事業の内容
みずほ証券株式会社	10,000	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド
- ・ 資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算^{*} 約132億円、2018年12月末現在)
^{*} 英ポンドの円換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド＝140.46円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

- ・ 名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・ 資本金の額 : 73百万米ドル(円貨換算^{*} 約81億円、2018年12月末現在)
^{*} 米ドルの円換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝111.00円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

- ・ 名称 : ブラックロック（シンガポール）リミテッド
- ・ 資本金の額 : 2,721,871シンガポールドル(円貨換算^{*} 約220百万円、2018年12月末現在)
^{*} シンガポールドルの円貨換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポールドル＝81.00円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・ファイナンス・マネジメント・インクおよびブラックロック（シンガポール）リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2019年2月8日 有価証券届出書の訂正届出書、半期報告書

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中素子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島紀子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック新興国インフレ連動国債ファンドの2018年5月14日から2019年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンドの2019年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。